

文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめに関する 意見募集の実施について

平成29年8月31日
文化庁文化財部伝統文化課

文化審議会文化財分科会では、平成29年5月19日に文部科学大臣から、文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問を受けました。これを踏まえて、文化審議会文化財分科会の下に企画調査会が設置され、包括的な検討の最初の課題として、地域において文化財やその取り巻く環境を一体的に捉えた取組と地域振興について、文化財保護法改正も視野に入れた検討が要請されました。

企画調査会においては、文化財の所有者や地方公共団体に対してヒアリングを実施し、文化財の保存・活用の担い手を社会全体に広げていくことに特に留意しながら、地域における文化財の保存・活用の推進強化と、個々の文化財の計画的な保存・活用の二点について重点的に検討を進め、七回にわたる議論を経て、中間まとめを取りまとめました。

この中間まとめについて、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。御意見がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

【1. 意見募集の対象】

文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ

【2. 資料の入手方法】

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

【3. 意見募集期間】

平成29年8月31日（木）～平成29年9月29日（金） 必着

【4. 意見の提出方法】

（1）記載事項

①氏名^{*1}、②性別、③年齢、④職業^{*2}、⑤住所^{*3}、⑥連絡先電話番号、⑦連絡先メールアドレス、⑧意見募集対象のページ番号及び項目名、⑨御意見及びその理由、を明記の上、（2）に掲げるいずれかの方法で送付してください。

※1. 法人・団体等の場合は、法人・団体名及び御担当者の氏名を記載してください。

※2. 在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記載してください。

※3. 法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地を記載してください。

(2)提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。なお、お電話による御意見の受付はいたしかねますので、御了承ください。

ア. インターネットによる提出

e-Gov の意見提出フォームから提出してください。

なお、複数の御意見をいただく場合には、集計の都合上、御意見ごとに別々に提出してください（1意見1フォームでの提出をお願いいたします。）。

イ. 郵送による提出

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁文化財部伝統文化課企画係 宛

【5. 備考】

御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、御意見は公表されることがあります。なお、個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

以 上